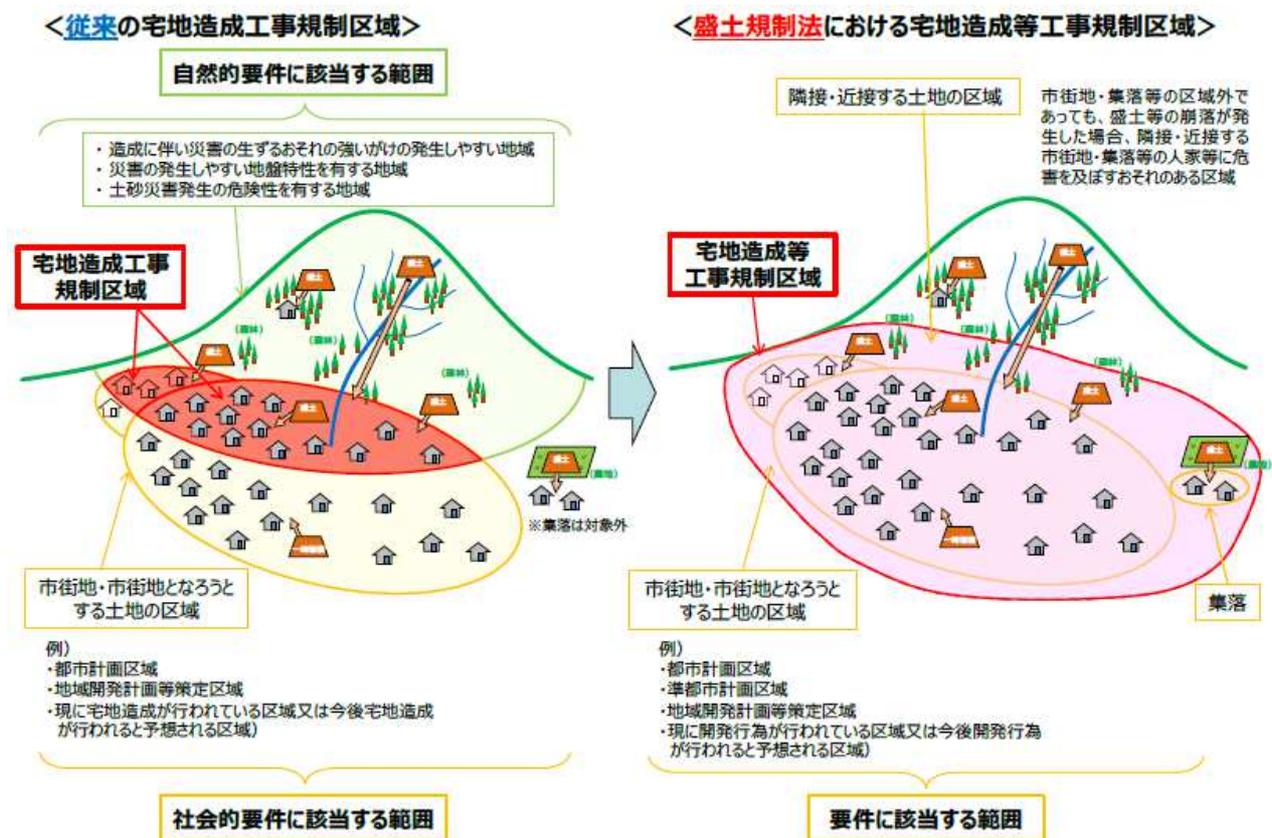


宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定のための基礎調査の結果

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を機に、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が、令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

そこで八尾市では、新しい規制区域の指定についての基礎調査を盛土規制法及び国土交通省が示す基本方針に基づき行いましたので、この度、盛土規制法第 4 条第 2 項の規定に基づき公表します。

□規制区域指定の考え方(イメージ)



□候補区域

調査時期	令和5年7月～令和5年10月
所在地	八尾市

凡例

- 宅地造成等工事規制区域
(市域全域)

※特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域はなし

※この図は規制区域の候補区域であり指定前のため、規制区域としての効力は生じていません。

□規制区域指定予定日

令和6年4月予定

八尾市建築部審査指導課開発指導室

電話 072-924-8554

FAX 072-923-2931

E-Mail kaihatu@city.yao.osaka.jp